

令和 5 年 1 2 月

第 5 回（定例会）

香芝市議会追加議案

香 芝 市

目 次

議第62号	香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて----- 1 頁
-------	---

議第62号

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例及び香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に
関する条例の一部を改正することについて

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び香芝
市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のとお
り改正する。

令和5年12月7日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改める。

第2条 香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改める。

(香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「、「100分の165」を「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」に改める。

第4条 香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による

改正前の香芝市の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。